

【只木ゼミ前期第7問】

A市(ビニールハウス農園が盛んな都市であり、工事現場付近にもビニールハウスがある)のビル建設工事を行っていた建設会社の現場監督者甲は、作業のためビルの外壁に沿う形で足場を、甲がかねてより建設作業における相談をしていた作業員乙に組ませていた。平成28年4月17日、甲は翌日18日の現場付近の天気荒れ、強風が吹くということをニュースで知り、足場の補強を乙に命令した。この補強は風速30メートルまでの風には耐えられるがそれ以上は耐えられないものである。

翌日の18日、現場付近は予想を超える風が吹く台風並みの天気となった。風は最大風速40メートルを記録し、これにより飛ばされてきた隣のビニールハウスのビニールが足場に絡みつき、風の影響を直接に受け、足場の一部が崩壊、その鉄骨が下を歩行していたXに直撃しこれを傷害させた。

なお、17日における天気予報によると、18日には所により風速20メートル以上の強風が吹くとされており、甲乙両名ともその予報を見ていた。

このとき甲及び乙の罪責を答えよ。なお特別法に関しては考えないこととする。

参考判例：札幌高裁昭和51年3月18日判決